

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県特定水産資源の採捕の停止（令和5年長崎県告示第119号の2）の撤回

所管課(室)名

漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第211号の2

くろまぐろ（大型魚）の採捕の数量が、「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」について（第8管理期間）」において定める当該くろまぐろに係る対馬海区の定置漁業の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとして、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号及び長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年長崎県規則第48号）第2条第1項の規定により告示したが、同海区の同漁法の割当量が増加したことに伴い同規定に該当しなくなったため、長崎県特定水産資源の採捕の停止（令和5年長崎県告示第119号の2）を撤回する。

令和5年3月17日

長崎県知事 大石 賢吾

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二一四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所